

【取引士証の亡失等】

様式第七号の五（第十四条の十五関係）

証 紙 欄

(消印してはならない)

(A4)

3 7 0

宅地建物取引士証再交付申請書

記入日

令和3年 1 月 5 日

神奈川県知事 殿

郵便番号 (231-0013)

申請者 住 所 横浜市中区住吉町6-76-3
横浜グリーンマンション101

氏 名 神奈川 太郎

電話番号 (045) 633 - 3036

受付番号

| | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| ※ | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|

受付年月日

| | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| ※ | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|

申請時の登録番号

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 1 | 4 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|--|

取引士番号を記入

受講年月日

| | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| ※ | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|

宅地建物取引業法施行規則第14条の15の規定により、下記のとおり宅地建物取引士証の再交付を申請します。

登録上「建物名」がある場合は記入

| | |
|---------------|---|
| 住 所 | 横浜市中区住吉町6-76-3 <u>横浜グリーンマンション101</u> |
| (フリガナ) 氏 名 | カナガワ タロウ 神奈川 太郎 |
| 生 年 月 日 | 和暦で 昭和55年 11月 11日 |
| 再交付を申請する理由 | 1. 亡失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損 5. その他の事由 私は宅地建物取引士証を上着のポケットに入れたままで仕事をしており、平成27年3月23日に仕事が終わってから着替えをしようとしたらポケットに入っておりませんでした。仕事場を探しましたが、見つかりませんでした。 <u>見つかった場合には速やかに返還いたします。</u> 平成27年3月25日 中警察署に届出 受理番号555 |

理由見本は別紙参照

確認欄

※

裏面もご記入ください

備考

- ① 申請者は、※印の欄には記入しないでください。
- ② 「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下の表より該当するコードを記入してください。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入してください。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入してください。

(記入例)

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 4 | — | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | — | □ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

 [神奈川県知事登録第100号の場合]

| | | | | | | | |
|----|---------------|----|--------|----|--------|----|-----------|
| 02 | 青森県知事 | 17 | 石川県知事 | 32 | 島根県知事 | 47 | 沖縄県知事 |
| 03 | 岩手県知事 | 18 | 福井県知事 | 33 | 岡山県知事 | 51 | 北海道知事(石狩) |
| 04 | 宮城県知事 | 19 | 山梨県知事 | 34 | 広島県知事 | 52 | 北海道知事(渡島) |
| 05 | 秋田県知事 | 20 | 長野県知事 | 35 | 山口県知事 | 53 | 北海道知事(檜山) |
| 06 | 山形県知事 | 21 | 岐阜県知事 | 36 | 徳島県知事 | 54 | 北海道知事(後志) |
| 07 | 福島県知事 | 22 | 静岡県知事 | 37 | 香川県知事 | 55 | 北海道知事(空知) |
| 08 | 茨城県知事 | 23 | 愛知県知事 | 38 | 愛媛県知事 | 56 | 北海道知事(上川) |
| 09 | 栃木県知事 | 24 | 三重県知事 | 39 | 高知県知事 | 57 | 北海道知事(留萌) |
| 10 | 群馬県知事 | 25 | 滋賀県知事 | 40 | 福岡県知事 | 58 | 北海道知事(宗谷) |
| 11 | 埼玉県知事 | 26 | 京都府知事 | 41 | 佐賀県知事 | 59 | 北海道知事(網走) |
| 12 | 千葉県知事 | 27 | 大阪府知事 | 42 | 長崎県知事 | 60 | 北海道知事(胆振) |
| 13 | 東京都知事 | 28 | 兵庫県知事 | 43 | 熊本県知事 | 61 | 北海道知事(日高) |
| 14 | 神奈川県知事 | 29 | 奈良県知事 | 44 | 大分県知事 | 62 | 北海道知事(十勝) |
| 15 | 新潟県知事 | 30 | 和歌山県知事 | 45 | 宮崎県知事 | 63 | 北海道知事(釧路) |
| 16 | 富山県知事 | 31 | 鳥取県知事 | 46 | 鹿児島県知事 | 64 | 北海道知事(根室) |

- ③ 「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲み、具体的な理由を記入してください。
- ④ 汚損、破損又はその他の事由を理由に申請する場合は、申請者が現に有する宅地建物取引士証を添付してください。

同時に住所変更がある場合は「有」に○を

| | |
|--------------|---|
| 有効期限 | R 3 . 2 . 1 4 |
| 住所変更の有無 | 有 無 |
| 日中連絡のとれる電話番号 | 0 9 0 - 0 1 2 3 - 4 5 6 7 |
| 写真2枚確認 | 未記入 |
| 本人確認 | 未記入 |

日中連絡の取れる
携帯・勤務先等の電話番号

再交付を申請する理由見本

(これは記載例ですから、自分の状況にあてはめて、文章をお作り下さい。)

○亡 失 (紛失)

例 1 私は宅地建物取引士証を上着のポケットに入れたままで、仕事をしておりました。平成〇年〇月〇日に仕事が終わってから着替えをしようとしたらポケットに入っておりませんでした。仕事場を探しましたが、見つかりませんでした。

見つけた場合は速やかに返還いたします。

令和〇年〇月〇日 ○〇警察署に届出 受理番号〇〇〇

例 2 私は宅地建物取引士証を自宅の机の引き出しにしまってありました。平成〇年〇月〇日には確かにありましたが、仕事で使用するため持ち出そうと思い机の引き出しを見ましたがありませんでした。自宅・職場も探しましたが、見つかりませんでした。**見つけた場合は速やかに返還いたします。**

○亡 失 (盗難)

例 3 私は宅地建物取引士証を車のダッシュボードの中に入れておきました。平成〇年〇月〇日、自宅に帰り駐車場に車を駐車しドアロックをしてました。翌朝会社へ行くために駐車場へ行ったところ、ドアの鍵が壊され宅地建物取引士証が盗まれました。**見つけた場合は速やかに返還いたします。**

令和〇年〇月〇日 ○〇警察署に届出 受理番号〇〇〇

○滅 失

例 4 私は宅地建物取引士証を自宅の机の引き出しにしまってありました。令和〇年〇月〇日、隣家からの火災により自宅が全焼したため宅地建物取引士証も焼却してしまいました。

○汚 損

例 5 私は宅地建物取引士証をズボンのポケットに入れたまま令和〇年〇月〇日に洗濯をしてしまったため、ラミネートがはがれ汚損してしまいました。今後、このような事が無いよう気をつけます。汚損した宅地建物取引士証は返還いたします。

○破 損

例 6 私は令和〇年〇月〇日に会社で不要書類の片付けをしていました。上着のポケットから宅地建物取引士証が落ちたのに気がつかず、書類と一緒にシュレッダーにかけてしまい、すぐ電源を切ったのですが、間に合わず一部が破けてしまいました。今後このような事が無いよう気をつけます。破損した宅地建物取引士証は返還します。